

オフィシェとガージュ(1)

フランス近代法研究班 貴田 晃

フランスの旧制度、アンシャン・レジーム下のパルルマン（高等法院と一般にはいわれている）の人的構成は、二つに別れている。一つは主要構成員と呼ばれ、判官 *jugeurs*, *Messieurs (domini curiae)* で正式称号は *conseillers du roi en sa cour de Parlement*, パルルマン国王評定官で、いってみれば裁判官。それ以外の法院の関係者は、その他の構成員ということになり、これを三つに分類する。1) *gens du roi*, 検事に相当する官吏。2) 下級職員として、書記 (*greffier*) と執行吏 (*huissier*)、3) 裁判所補助員、弁護士 (*avocat*) と代訴士 (*procureur*) がこれに含まれる。

3) の補助員は外郭団体に所属しているから官職 (*office*) の保持者とはいえないが、上級下級の区別あるものの2) の書記、執行吏までは、官職にともう本俸 (*Gage*, 以下ガージュとする) が出ていたであろうと推測される。判官は一定の俸給を受ける外、初期には、宮内庁の支給する食糧、官服、マントを現物で受け、これはのちに金銭にかえられたとはいえガージュの一部とみなされるし、そのほかにいわゆる *<épices>* という一種の裁判手数料をも関係者で配分して受けとっていた。

だが、ガージュがすべての官職にたいして支払われていたわけではなかったらしいことを、オリヴィエ＝マルタンが以下のように述べている。

旧制度の最後の二世紀においては、司法、財務、あるいは警察に関するほとんどすべての職は、オフィシェと呼ばれる一般官職の保有者がしめていた。裁判所に関しては、上級職である評定官、検事はもちろんだが、役吏 (*ユイシュ*)、書記 (*グレフィエ*) といった下級職員、さらには公証人 (*ノテール*)、代訴人 (*プロキュール*) までが、オフィシェであった。ただし、「彼らは必ずしも、王から給金を受領していないとはいえ、一般官の間に列えられる要がある。」

Il faut aussi ranger parmi les officiers, quoiqu'ils ne refoivent pas toujours de gages du roi, les huissiers, les greffiers, les notaires, les procureurs, et ...

と、原文はなっており、訳書の給金はガージュのことである。これで見ると弁護士 (*avocat*) 以外はすべてオフィシェということになり、現代の *officier public* (裁判所附属吏) と呼ばれる人たちの起源がうかがえるというものだ。ただ必ずしもガージュが支

払われずということは逆にいえば必ずガージュが出ていたのはどのレベルの人たちなのかということにもなる。今流にいえば有給の公務員と無給の公務員がいたことになり、その線はどこで引かれるのかということである。

ガージュといえば、これを話題にしている人物がいる。もっとも小説に登場する人間であり、しかも作者は一九世紀のロマン派であるから必ずしも史実どおりとは言えないが、ともかく有名な一場面にガージュが出てくる。V・ユゴーの「ノートルダム・ド・パリ」、カジモド尋問の場、第六篇の一、「公平無私な眼で垣間見た、そのかみの日の公平無私な裁判官殿たち」である。尋問に耳の聞こえないカジモドがさっぱり答えないので業を煮やした裁判官が、自分の権威をひけらかし、いわば相手を恐れさせようというくだりである。曰く、「その方はよほどの性わる者に見える。ではなんじゃな、シャトレ陪席判事たる本官を愚弄いたす所存じゃな、いやしくも本官はパリ市民の保安を委ねられたる司直にして……要するにじゃ扶持、俸禄を受くることなくまたそれを望みもせず……本官はフロリヤン・バルブディエンヌじゃぞ。パリ奉行閣下の下の補佐官たるのみならず……」

「……que vous vous permettez de manquer à l'auditeur du Châtelet, au magistrat commis à ……

…… en un mot, Sans gages ni espérance de salaire! Savez-vous que je m'appelle Florian Barbedienne, propre lieutenant de Monsieur le prévôt, et de plus commissaire,」

ここで通称シャトレ裁判所について、その位置づけを見ておこう。シャトレはプレボッテ・エ・ヴィコンテ・ドゥ・パリであり、名称からすれば、アンシャン・レジーム下の裁判所のいわゆる審級でいえば最下級の裁判所ということになるのだが、シャトレはパリという特別の場所にあるから他の下級裁判所とは異なる。O・マルタンは、バイヤージュと同審級つまりバイイ裁判所とっている。一五五二年には上座裁判所（プレジディアル）に昇格し、一七世紀には管轄権はさらに拡大した。その長はパリ・プレヴォだだが別名ではこれにグラン（大）をつけ、グラン・プレヴォ・ドゥ・パリで、自身ではシャトレに座しない大殿であった。実際の長は民事総代行官がつとめ、「最高法院（パルルマン）の一評定官より重い責務を担う重要人物」。それ以外にも多数の代行官がいて、評定官は六〇名。多数の部（シャンブル）に分かれ代行官が裁判を主宰した。

「フランス法概論」の記述は次のようになっている。「パリがフランスの特殊な地位を占めているところから、この裁判所も非常な重要性をもち、実質的にはパルルマンにも匹敵するものであった。」プレヴォあるいはグラン・プレヴォ・ドゥ・パリと呼ばれる長官は大領主である。これは名目的な長官であるが、裁判の実際の長は《民事総代理官》であり、これも大変な顕官であり、その官職価格はパルルマンの評定官のそれより高かった。この

ほか数名の代理官がいるが、なかでも一六六七年創設された警察代理官が極めて重要な職務で、今日の警視總監の前身をなす。このほか六〇名に余る評定官がおり、これが八部に分かれて、代理官のもとに審理をなした。

この両者の記述を比較すると、O・マルタンはシャトレの審級は、パイイあるいは上座裁判所に相当するとし、概論ではパルルマンにあたるとする。一方『概論』ではパルルマン（高等法院）に相当。また代理官の数が多数と数名。部が多数と八部と違いがある。

さて、シャトレの判事バルブティエンヌ氏は、*auditeur* で、*propre lieutenant de Monsieur le prévôt* となっている。小説のなかでのことであるから実在のものとは限らないとしても、この官職名はいったいどういうものなのか。上記のマルタン、「概論」の説明からすると、代理官が裁判長であり、その下に評定官が陪席判事として合議するのがシャトレの裁判方式であるかのように読めるのだが、バルブティエンヌ氏は、その両者を一人で兼務しているのであろうか。さらに評定官 (*conseiller*) とは名のらずに *auditeur* といっているのも気にかかるのだが。

またこの小説でプレヴォ・ドゥ・パリ、訳文ではパリ奉行閣下はロベール・デトゥールヴィルとなっている。フランソワ・ヴィヨンに好意を示してくれた奉行として知られているこの人は実在したのだが、一四七九年に死亡しているから、小説が設定している一四八二年には架空の人ということになる。このパリ奉行は「まず第一に給料がたんまりはいる。」(*D'abord, de fort bons gages, ...*) それ以外にも封建領主としての領主税、官職にともなういわば手数料。さらにパリの商人たちからのあがりにも加わり、「大変安らかで、愉快的生活を送っていた。」奉行の額は不明だが相当のガージュが出ているのに、代理官であり陪席判事のバルブティエンヌ氏にガージュが支払われていない。小説上ではこうなっている。事実はどうだったのだろうか。ただ時代は一五世紀の末、法制史のテキストの記述はルイー四世の親政から革命までのアンシャン・レジーム盛期のことであるとすれば、同じガージュとはいえ、250～300年の時代の隔りがあることを考慮しなければならないであろう。正確に言えば、一五世紀はアンシャン・レジームの時代とはいえないかも知れないのだが。

ところでガージュに関してこの三五〇年余りの時の両端で奇妙なことが一致して起こっている。それはガージュの未払いあるいは遅配ということである。革命前のトゥールーズ高等法院ではこんな事態が起こった。「一七七一年、モープーは新高等法院に就任する司法官の本俸を規定する。……しかし、これが正確に支払われた証拠はない。規定によると、本俸の支払いは三ヶ月ごとになっているが、一七七五年、再建された法院において、ジャン＝ルイ＝オーギュスタン＝エマニュエル・ド・カンボン は、本俸を遅配のため八〇年に

やっとな受けとっている。」

一方 一五世紀、正確には一四一八年からほぼ二〇年間の状況はもっと深刻である。ブルゴーニュ勢とイギリス軍の占領下にあったパリを脱出した王太子シャルルは、パリにあった高等法院に対抗して、ポワチエに新たに高等法院をおいた。評定官たち中には王太子に従って、ポワチエに移ったものもいた。ポワチエの高等法院の開設時の実員はわずかに一七名、ほとんど影のごときものだったが、その後少しずつ人員も増え、一四三四年には三六名となった、だが評定官たちの最大の関心は経済面、とくに収入のことであった。ブルジュに居を定めた王太子、後のシャルル七世は、あいまいな約束しかせず、彼ら評定官たちはほとんどがガージュがもらえなかった。そして一四三六年、国王のパリ帰還にともない、ポワティエの高等法院もパリに移転する話が出たとき、評定官たちの不安は最高潮に達した。まず第一に旅費が手元にない。国王がトール貨で五千リーブル支払ってくれないかぎり、動くに動けない。さらにパリに戻っても、パリには機能を停止していたとはいえ、もう一つの高等法院が依然として存続している。その犠牲になるのではないか。評定官たちは身の安全のためポワティエに留まろうとする。そして国王に悲痛な嘆願書を提供する。

「われわれは敵のそばで法廷を開くことはできません。われわれにとっても、陛下にとってもそれは不名誉なことでございます。われらは陛下に従って十八年間、この間はほぼ無給で暮らしを立ててまいりました。したがって、もはや手元には、なにも残らず、残ってもごくわずかなものしかございません。陛下に対する忠誠のため、財産、金銭を使い果たし、われわれは貧窮にあえいでいるのでございます。」

これに対し、国王は最善をつくすことを約束したが、ブルゴーニュ派とのアラスの和平条件に拘束され、パリの新高等法院には何名かの「彼らの敵」が残ることになる。同年十二月一日に開会した新高等法院に姿をみせた旧ポワティエ高等法院の評定官は三十六名中十名にすぎなかったという。

その十名の中に、「羅典語で喋るるが、貧乏な二人の坊主は、喧嘩は嫌ひな、おとなしい坊ちゃん育ち」とヴィヨンに名を挙げられたチボオ・ド・ヴィトリがいたかどうか。「形見の歌」十八の訳注によると、有名なヴィトリ家の出、大伽藍ノオトル・ダム・ド・パリの僧会議員、大金持、とある。ガージュなどあてにはいなかった評定官もいたのか。また、ヴィヨンが指名した遺言執行人三名の中のひとり、ミッシェル・ジュウヴネル氏の父、ジャン・ジュウヴネル・デ・ジュルサンは、ヴィヨン誕生の年、一四三一年ポアティエで亡くなっているが、この人はプレジダン・デュ・バルルマンつまり部長評定官、ひょっとして実質は院長職にあったかもしれない。ヴィヨンは裁判所に関係する多数

の人間たちをその場に登場させている。すべて実在したと歴代の研究者たちはいつているのだが、高官から、下級職員まで、それぞれガージュをもらっていたのかどうか、この詳細はまた改めて調べてみたい。

ヴィヨンの詩にも公証人、書記といった肩書をもった実在した人物が出てくるが、カジモドがひどい判決を受けるのが気の毒で堪らなく、同病相憐れみ、減刑をしてもらえるのではないかと考え、バルブティエンヌ氏に耳うちしたシャトレの書記——ユゴーは greffier と書いているが、——このきつとガージュのないであろう無名の小説上の人物に心ひかれるのはなぜであろうか。

参照書目

- ・野田良之 フランス法概論 上巻 有斐閣
- ・Fr・オリヴィエ・マルタン 埴浩 訳 フランス法制史概論 創文社
- ・同上書 原書 François OLIVIER・Martin, Histoire du Droit français des origines à la Révolution.
- ・ユゴー：ノートルダム・ド・パリ 辻稔、松下和則 訳 河出書房
- ・同上書 原書 Victor Hugo, Notre-Dame de Paris.
- ・宮崎揚弘 フランスの法服貴族 同文館
- ・鈴木信太郎 詩人ヴィヨン 岩波書店
- ・F. Lot et R. Fawtier, Histoire des Institutions Françaises au Moyen Age.